広島県病院事業の設置等に関する条例（抄）

昭和四一年一二月二三日条例第五四号

最終改正　平成二六年　三月二六日条例第一六号

（事務処理のための組織）

**第五条**　法第十四条の規定に基づき，病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため，病院事業局を置く。

２　病院事業局の位置は，広島市中区基町とする。

（広島県病院経営外部評価委員会）　　※追加〔平成二六年条例一六号〕

**第五条の二**　前条に定めるもののほか，病院事業管理者の諮問に応じ，県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため，広島県病院経営外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，委員十人以内で組織する。

３　委員は，医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから，病院事業管理者が任命する。

４　委員の任期は，二年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　委員は，再任されることができる。

６　前各項に定めるもののほか，委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，病院事業管理者が別に定める。

**附　則**（平成二六年三月二六日条例第一六号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成二十六年四月一日から施行する。